

## 修正項目

### 4 その他の修正

(風水害等対策編)

・相互協力協定

修正前	修正後
<p>第 13 節 相互協力計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 国との相互協力</p> <p><u>(1) 災害時の応援に関する申し合わせ</u></p> <p><u>平成 17 年 6 月 14 日付けで、近畿地方整備局および近畿各府県土木担当部長の間で締結された。災害時の整備局所有の資機材および人員の支援を行うものである。</u></p> <p><u>(2) 災害時における自治体等への応援・支援について</u></p> <p>平成 17 年 6 月 28 日付けで、国土交通事務次官より通知。国土交通省が所管する事業に関して総合的な応援・支援をおこなう。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>4 防災関係機関との相互協力</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 県と防災機関との事前協議</p> <p>災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、<u>県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協</u></p>	<p>第 13 節 相互協力計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 国との相互協力</p> <p><u>(1) 県は、被害が広範囲に及び、県および県域の防災関係機関のみでは対応が困難と認めた場合、応援(職員の派遣を含む。以下同じ)または応援の斡旋を求めするなどして災害対策の万全を期す。</u></p> <p><u>(2) 災害時において円滑な協力が得られるよう、県は事前に協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>(3) 県は、次のとおり協定等を締結している。</u></p> <p><u>ア 災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め</u> ……………</p> <p><u>イ 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定(滋賀農政事務所)</u> ……………</p> <p><u>ウ 災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領(滋賀農政事務所)</u> ……………</p> <p><u>エ 災害時の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局)</u> ……………</p> <p><u>オ 災害時における自治体等への応援・支援について</u></p> <p>平成 17 年 6 月 28 日付けで、国土交通事務次官より通知。国土交通省が所管する事業に関して総合的な応援・支援を行う。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>4 防災関係機関との相互協力</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 県と防災機関との事前協議</p> <p>災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、<u>県は事前協議を整え協力体制を確立する。</u></p>

議を整え協力体制を確立する。

ア 日本赤十字社滋賀県支部との委託契約

災害救助法第 32 条の規定に基づき、昭和 54 年 4 月日本赤十字社滋賀県支部と「災害救助法による救助等に関する委託契約」を締結し、医療、助産についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。

イ 日本放送協会、民間放送各社との協定

災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、昭和 54 年 6 月日本放送協会、びわ湖放送株式会社および株式会社京都放送と「災害対策基本法にもとづく放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、公衆電気通信設備等によって通信不能または著しく困難な場合において、放送会社に放送を要請するときの手続きについてとりきめたものである。

ウ 滋賀県トラック協会との協定

平成 8 年 3 月滋賀県トラック協会と「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑に必要な物資等の輸送を行う一般自動車等の応援についてとりきめている。

エ 滋賀県漁業協同組合連合会との協定

平成 8 年 3 月滋賀県漁業協同組合連合会と「災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。

オ 琵琶湖汽船株式会社との協定

平成 8 年 3 月琵琶湖汽船株式会社と「災害時における物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。

(3) 防災機関相互における協力

県は、次のとおり協定等を締結している。

ア 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

(西日本旅客鉄道株式会社) ……………

(東海旅客鉄道株式会社) (参考 22(3))

イ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

(日本放送協会、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送(旧;株式会社近畿放送)……………

ウ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書(日本放送協会) ……………

エ 災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定

(社団法人滋賀県トラック協会)……………

オ 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定

(琵琶湖汽船株式会社) ……………

カ 災害救助法による救助等に関する委託契約(日本赤十字社滋賀県支部) ……………

キ 災害時の医療救護活動に関する協定(社団法人滋賀県医師会) ……………

ク 災害時等における相互協力に関する協定

(西日本高速道路株式会社) ……………

(中日本高速道路株式会社) ……………

(3) 防災機関相互における協力

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。また、災害時において各機関相互の円滑な協力が行われるよう事前に協議を整え協力的

## ア～ウ [ 略 ]

## 5 地方公共団体との相互協力

災害時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結しておくものとする。

(1) 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定  
本県を含む富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県および名古屋市の中部9県1市は、平成19年7月26日付で「災害時等の応援に関する協定書」を締結している。この協定は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第1条に定める武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に定める緊急対処事態に掲げる事態において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市では被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。

## ア 応援県市

大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。

主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

## イ 応援の内容

応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 1 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必

制を確立する。

## ア～ウ [ 略 ]

## 5 地方公共団体(都道府県)との相互協力

災害時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう事前に協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。

ア 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定 ……  
イ 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定実施細則 ……  
ウ 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定 ……  
エ 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目 ……  
オ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 ……  
カ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目 ……  
キ 岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 ……  
ク 三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 ……  
ク 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定 ……  
ケ 福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 ……

必要な資機材の提供及びありません

イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に  
必要な資機材及び物資の提供及びありません

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提  
供及びありません

エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な  
医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等  
被災県市等の境界付近における必要な措置

(3) 被災者等の一時収容のための施設の提供

(4) 医療機関による傷病者の受入

(5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、特に要  
請のあった事項

各県市は、上記(1)から(5)に掲げる応援が円滑に実  
施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるもの  
とする。

ウ 応援要請等の手続

応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明  
らかにして、他の県市に要請するものとする。

各県市は、上記イの要請を円滑に行うため、通信手段の  
整備に努めるものとする。

エ 災害時等における自主的活動

災害時等であって別に定めるときに通信途絶等  
により被災県市からの要請がない場合、他の県市は速  
やかにその被災状況について、自主的に情報収集を  
行うものとする。

オ 連絡協議会の設置等

この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・  
協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡  
協議会を設置するものとする。

(2) 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本  
協定

本県を含む福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫  
県、奈良県、和歌山県および徳島県の近畿2府7県は、  
平成18年4月26日付けで「近畿2府7県危機発生時  
の相互応援に関する基本協定」を締結している。この  
協定は、災害が発生し被災府県独自では十分に応急措  
置が実施できない場合に、被災府県が他府県に応急要  
請する応援措置等を円滑に遂行するため、必要な事項

を定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。

#### ア 応援主管府県等の設定

相互応援実施の総合調整を図るため、府県毎にあらかじめ応援主管府県および応援副主管府県を設定しておくものとし、災害が発生した場合には、速やかに応援主管府県等に連絡するものとする。

連絡を受けた応援主管府県等は、必要に応じ被災府県の状況を他の府県に連絡するものとする。

なお、本県が被災した場合の主管府県は京都府、副主管府県は三重県である。

また、福井県および三重県が被災した場合、本県が主管府県となる。

#### イ 応援の種類

(ア) 食料、飲料水および生活必需物資の提供

(イ) 資機材の提供

(ウ) 避難者、傷病者の受け入れ

(エ) 職員の派遣

(オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ 防災関係機関等との連携

府県は平素から防災関係機関等と十分な連絡を図ることにより、災害発生時の迅速的確な対応に万全を期すよう努めるものとする。

#### エ 応援要請の手続等

(ア) 応援を要請する府県は、必要とする応援の内容について応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。

ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(イ) 要請を受けた応援主管府県等は、他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被災府県に対し応援内容を連絡するものとする。

#### オ 緊急派遣

府県において、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合には、応援主管府県等は、速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集

を行うものとする。

カ 資料の交換、訓練

府県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回、必要な参考資料を相互に交換するとともに、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

(3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

全国知事会は、平成 19 年 7 月 12 日付けで「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。

6 公共的団体との協力体制

(1) ~ (3) [ 略 ]

(4) 県と公共的団体との事前協議

災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。

ア 滋賀県生活協同組合連合会との協定

平成 8 年 3 月滋賀県生活協同組合連合会と「災害時に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。

7 民間との協力体制

県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

(1) 県と民間機関との事前協議

災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。

ア 流通事業者との協定

平成 8 年 3 月以降次に掲げる各流通事業者と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、

6 公共的団体との協力体制

(1) ~ (3) [ 略 ]

(4) 県と公共的団体との事前協議

災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。

ア 災害救助に必要な物資の調達に関する協定(滋賀県生活協同組合連合会) ……………

イ 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定

(滋賀県漁業協同組合連合会) ……………

ウ 災害時の医療救護活動に関する協定(社団法人滋賀県歯科医師会、

社団法人滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会)

……………

7 民間との協力体制

県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。また、災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

県は下記参照のとおり協定を締結している。

ア アマチュア無線による災害時応援協定

(社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部) ……

イ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

(株式会社エフエム滋賀) ……………

<p><u>災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。</u></p>	<p><u>(朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社) ……</u></p>
<p><u>(ア) 合同会社西友(旧;株式会社西友)</u></p>	<p><u>ウ 災害時等における報道要請に関する協定</u></p>
<p><u>(イ) 株式会社平和堂</u></p>	<p><u>(株式会社朝日新聞社、株式会社大阪読売新聞社、社団法人共同通信社、</u></p>
<p><u>(ウ) 株式会社マイカル近江八幡サティ(旧;株式会社ニチイ近江八幡サティ)</u></p>	<p><u>株式会社京都新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、</u></p>
<p><u>(エ) 株式会社ダイエー(平成19年3月協定解約)</u></p>	<p><u>株式会社中日新聞社、株式会社日刊工業新聞社、株式会社日本経済新聞社、</u></p>
<p><u>(オ) イオン株式会社西日本カンパニー(旧;ジャスコ株式会社近畿カンパニー)</u></p>	<p><u>株式会社毎日新聞) ……</u></p>
<p><u>(カ) 株式会社中部近鉄百貨店(旧;株式会社草津近鉄百貨店)</u></p>	<p><u>(朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社) ……</u></p>
<p><u>(キ) ユニー株式会社(旧;株式会社ユーストア)</u></p>	<p><u>エ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定</u></p>
<p><u>イ 株式会社オーミマリンとの協定</u></p> <p><u>平成8年3月株式会社オーミマリンと「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。</u></p>	<p><u>(株式会社ローソン) ……</u></p>
<p><u>ウ プレハブ建築協会との協定</u></p> <p><u>平成8年3月プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設についてとりきめている。</u></p>	<p><u>(株式会社セブン・イレブン・ジャパン等) ……</u></p>
<p><u>エ 滋賀県建設業協会との協定</u></p> <p><u>平成8年3月滋賀県建設業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な土木資機材労力等の応援および応急仮設住宅の建設についてとりきめている。</u></p>	<p><u>(株式会社ジャパン等) ……</u></p>
<p><u>オ 滋賀県警備業協会との協定</u></p> <p><u>平成8年3月滋賀県警備業協会と「災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定」を締結し、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協力についてとりきめている。</u></p>	<p><u>(株式会社壺番屋等) ……</u></p>
<p><u>カ 滋賀県医薬品卸協会との協定</u></p> <p><u>平成8年10月滋賀県医薬品卸協会と「災害時における医薬品等の供給に関する協定」を締結し、災害時に</u></p>	<p><u>(株式会社ダスキン) ……</u></p>
	<p><u>(株式会社ユタカファーマシー) ……</u></p>
	<p><u>(株式会社モスフードサービス) ……</u></p>
	<p><u>(株式会社セブン&amp;アイフードシステムズ)</u></p>
	<p><u>(サトレストレンシステムズ株式会社) ……</u></p>
	<p><u>(株式会社九九プラス) ……</u></p>
	<p><u>オ 災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定</u></p>
	<p><u>(株式会社ファミリーマート) ……</u></p>
	<p><u>カ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定</u></p>
	<p><u>(合同会社西友(旧;株式会社西友)) ……</u></p>
	<p><u>(株式会社平和堂) ……</u></p>
	<p><u>(株式会社マイカル近江八幡サティ(旧;株式会社ニチイ近江八幡サティ))</u></p>
	<p><u>……………</u></p>
	<p><u>(イオンリテール株式会社西日本カンパニー(旧;ジャスコ株式会社近畿カンパニー))</u></p>
	<p><u>……………</u></p>
	<p><u>(株式会社中部近鉄百貨店(旧;株式会社草津近鉄百貨店)) ……</u></p>
	<p><u>(ユニー株式会社(旧;株式会社ユーストア)) ……</u></p>
	<p><u>(NPO法人コメリ災害対策センター) ……</u></p>

<p><u>おける迅速かつ円滑な医薬品の供給についてとりき めている。</u></p>	<p><u>(株式会社ローソン) ……………</u></p>
<p><u>キ 社団法人滋賀県測量設計技術協会との協定</u> <u>平成 15 年 8 月社団法人滋賀県測量設計技術協会と</u> <u>「災害時における被害状況調査の応援協力に関する</u> <u>協定」を締結し、災害時における土木施設の被害状</u> <u>況調査の応援を社会貢献活動として実施することに</u> <u>ついて取り決めている。</u></p>	<p><u>(株式会社セブン・イレブン・ジャパン) ……………</u> <u>キ 災害時における飲料の提供協力に関する協定</u> <u>(コカ・コーラウエスト株式会社(旧;三笠コカ・コーラボトリ</u> <u>ング株式会社))</u> <u>……………</u></p>
<p><u>ク 滋賀県環境整備事業共同組合および湖北環境協同組</u> <u>合との協定</u> <u>平成 16 年 1 月滋賀県環境整備事業共同組合および</u> <u>湖北環境協同組合と「無償団体救援協定書(災害一</u> <u>般廃棄物)の収集運搬」をそれぞれと締結し、災害</u> <u>が発生した場合のし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴</u> <u>って発生する一般廃棄物の収集運搬について取り決</u> <u>めている。</u></p>	<p><u>ク 災害時における飲料の提供協力に関する協定運用要</u> <u>領</u> <u>(コカ・コーラウエスト株式会社(旧;三笠コカ・コーラボトリ</u> <u>ング株式会社))</u> <u>……………</u></p>
<p><u>ケ 株式会社ファミリーマートとの協定</u> <u>平成 16 年 11 月株式会社ファミリーマートと「災害</u> <u>時における応急生活物資の供給および帰宅困難者へ</u> <u>の支援に関する協定」を締結し、災害時において生</u> <u>活物資の迅速な供給と帰宅困難者に対する各種支援</u> <u>協力について取り決めている。</u></p>	<p><u>ケ 災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定</u> <u>(株式会社ノエビア) ……………</u></p>
<p><u>コ 社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会および社団法</u> <u>人全日本不動産協会滋賀県本部との協定</u> <u>平成 16 年 12 月社団法人滋賀県宅地建物取引業協会</u> <u>および社団法人全日本不動産協会滋賀県本部と「災</u> <u>害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を</u> <u>締結し、災害発生時の迅速かつ効果的に民間の賃貸</u> <u>住宅の空室情報の提供等を行うための協力を定めて</u> <u>いる。</u></p>	<p><u>コ 災害時におけるヘリコプターの応援に関する実施要</u> <u>領(株式会社ノエビア)……………</u></p>
<p><u>サ 株式会社ノエビアとの協定</u> <u>平成 17 年 1 月に、株式会社ノエビアと「災害時に</u> <u>おけるヘリコプターの応援に関する協定」を締結し、</u> <u>災害時に医薬品、衛生材料および医療従事者等を被</u> <u>災地周辺に搬送するため航空輸送手段の協力を定め</u> <u>ている。</u></p>	<p><u>サ 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する</u> <u>協定(朝日航洋株式会社、</u> <u>中日本航空株式会社、四国航空株式会社)……………</u></p>
<p><u>シ コンビニエンスストア・外食事業者との協定</u> <u>平成 17 年 2 月に、関西広域連携協議会が関西 2 府 5</u> <u>県 3 政令市を代表して「災害時における帰宅困難者</u></p>	<p><u>シ 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する</u> <u>細目協定(朝日航洋株式会社、</u> <u>中日本航空株式会社、四国航空株式会社)……………</u></p>
	<p><u>ス 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の</u> <u>応援に関する協定</u> <u>(近江トラベル株式会社(旧;株式会社オーミマリン)</u> <u>……………</u></p>
	<p><u>セ 災害時の医療救護活動に関する協定(県内災害拠点病</u> <u>院)……………</u></p>
	<p><u>ソ 災害時における医薬品等の供給に関する協定</u> <u>(社団法人滋賀県医薬品卸協会)……………</u></p>
	<p><u>タ 災害時における医療ガス等の供給に関する協定</u> <u>(有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本</u> <u>部滋賀県支部)</u> <u>……………</u></p>
	<p><u>チ 災害時における医療機器等の供給に関する協定(京</u> <u>都医療機器協会) ……………</u></p>
	<p><u>ツ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</u> <u>(社団法人プレハブ建築協会) ……………</u></p>
	<p><u>テ 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定</u> <u>(社団法人全日本不動産協会滋賀県本部)……………</u></p>
	<p><u>(社団法人滋賀県宅地建物取引業協会)……………</u></p>

<p>に対する支援に関する協定」を締結し、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者に対する支援について相互に協力することを定めている。</p> <p>関西広域連携協議会構成自治体；三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市</p> <p>コンビニエンスストア・外食事業者；株式会社ローソン、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・関西、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グロースチエーン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社サークルKサンクス、株式会社吉野家、株式会社イデア・プラス、株式会社ジャパン、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社壱番屋、株式会社スギ薬局、株式会社ダスキン、株式会社ユタカファーマシー、株式会社モスフードサービス、株式会社セブン&amp;アイ・フードシステムズ、ロイヤル関西株式会社</p> <p>ス 社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部との協定</p> <p>平成 18 年 4 月に、社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」締結を締結し、災害時における情報の収集および伝達について協力することを定めている。</p> <p>セ 滋賀県管工事業協同組合連合会との協定</p> <p>平成 19 年 3 月に、滋賀県管工事業協同組合と「災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」を締結した。</p> <p>ソ 三笠コカ・コーラボトリング株式会社との協定</p> <p>平成 19 年 7 月に、三笠コカ・コーラボトリング株式会社と「災害時における飲料の提供協力に関する協定」を締結した。</p> <p>タ 特定非営利活動法人日本レスキュー協会との協定</p> <p>平成 19 年 12 月に、特定非営利活動法人日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬の出勤に関する協定」を締結した。</p> <p>チ 社団法人滋賀県電業協会との協定</p> <p>平成 20 年 3 月に、社団法人滋賀県電業協会と「災害時に</p>	<p>ト 無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）（滋賀県環境整備事業協同組合）（湖北環境協同組合）（参考 43（2））</p> <p>ナ 災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定書（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）</p> <p>ニ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県建設業協会）</p> <p>ヌ 災害時における応急救援活動への応援に関する細目協定（社団法人滋賀県建設業協会）</p> <p>ネ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県造園協会）</p> <p>ノ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目（社団法人滋賀県造園協会）</p> <p>ハ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県電業協会）</p> <p>ヒ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目（社団法人滋賀県電業協会）</p> <p>フ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定（社団法人滋賀県警備業協会）</p> <p>ヘ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目（社団法人滋賀県警備業協会）</p> <p>ホ 災害時における災害救助犬の出勤に関する協定（特定非営利活動法人日本レスキュー協会）</p> <p>マ 災害時における災害救助犬の出勤に関する協定実施細目（特定非営利活動法人日本レスキュー協会）</p> <p>ミ 緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定（社団法人隊友会滋賀県隊友会）</p> <p>ム 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定（社団法人滋賀県測量設計技術協会）</p> <p>メ 地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定（社団法人滋賀県下水道管路維持協会）</p>
--	---

における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。

ツ 社団法人滋賀県下水道管路維持協会との協定

平成 20 年 3 月に、社団法人滋賀県下水道管路維持協会と「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」を締結した。

テ 社団法人滋賀県造園協会との協定

平成 20 年 5 月に、社団法人滋賀県造園協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。

ト 京都医療機器協会との協定

平成 20 年 10 月に、京都医療機器協会と「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結した。

ナ 有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部との協定

平成 20 年 10 月に有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結した。

ニ 株式会社ローソン、NPO 法人コメリ災害対策センターとの協定

平成 21 年 1 月に、株式会社ローソンおよび NPO 法人コメリ災害対策センターと「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結した。

ヌ 社団法人隊友会滋賀県隊友会（自衛隊滋賀地方協力本部）との協定

平成 21 年 1 月に、社団法人隊友会滋賀県隊友会（自衛隊滋賀地方協力本部）と「緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定」を締結した。

ネ 朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社との協定

平成 21 年 2 月に、朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社と「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」を締結した。

ノ 株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの協定

平成 21 年 3 月に、株式会社セブン・イレブン・ジャパンと「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結した。

ハ 朝日放送株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社との協定

平成 21 年 4 月に、朝日放送株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結した。

モ 災害時における水道施設の応急復旧の応援協定

（社団法人滋賀県管工事業協同組合連合会） ……

--	--